

令和7年度川崎市職員採用 PR 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度川崎市職員採用 PR 業務委託

2 委託業務の目的

現在、官民を問わず全国的な人手不足が深刻であり、本市の職員採用試験の受験者数も大幅に減少するなど危機的な状況である。これまでも受験者確保に向けた広報活動を行ってきたが、受験者数の減少に歯止めをかけるため、川崎市職員として働くことの魅力をより幅広い層に向けて発信することで、川崎市を第一志望とする受験者数の増加に加え、将来の受験者層にも本市で働くことへの興味関心を引き出し、今後の採用PR活動を効果的かつ効率的に行うことを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

受注者は、本委託業務の目的を達成するため、次に掲げる一切の業務を行うこと。

(1) 業務全般

別紙1「令和7年度川崎市職員採用試験・選考」をもとに、発注者が実施する広報事業について発注者に企画・提案し、緊密かつ十分に協議して決定すること。

(2) 職員採用活動に関連したPRコンサルティング業務

4(3)以降に掲げる広報業務を実施するに当たり、次の各項に関する業務を行うこと。なお、広報業務の実施に当たっては、受注者は発注者の採用事業全体の流れを把握した上で、受験申込期間中に実施する短期的広報と、年間を通じて川崎市職員として働くことの魅力をより幅広い層に向けて発信する長期的広報を実施するものとする。

その他、事業実施に当たって、効果的な広報企画の提案があれば、発注者とその内容について協議の上行うこととする。(パブリシティ活動の実施等)

ア 各業務の実施計画の策定及び実施報告

イ 各業務の実施時期の決定及びそれに伴うスケジュール調整

ウ 各業務の実施に伴い連携する関係者等との調整

エ 既存広報事業改善のための提案・助言

(3) 事業実施後の効果検証

事業実施後、令和7年度の年間広報活動の検証及び分析を行い、令和8年度以降の効果的な広報につながる改善提案を含めた企画立案を行うこと。

なお、企画立案の最終的な報告は、(8)イに定めるとおり、最終期の活動実績報告に併せて行うこととするが、第1期及び第2期の活動実績報告の際にも中間的な報告を行うこととする。

(4) イメージポスター等広報物の企画・立案・デザイン制作・作製

ア 制作する広報物は、以下の広報物の一例を参考に、採用広報のイベント形態、内容等に合わせ、受注者が発注者に提案し決定するものとする。ただし、イメージポスターは必ず作製するものとする。

イ 各広報物は作製を行う前に発注者の校正を受け、修正が必要な場合にはその指示に従うこと。また、制作する広報物はそれぞれ調和のとれたデザインとすること。

ウ 各広報物の掲出時期・掲出期間の設定、掲出場所の選定（日程調整・予約等を含む）、掲出物の作製・作製に係る関係者調整・納品、掲出作業は受注者において行うこと。なお、市が所管する施設や掲示場所の調整については、発注者が行うため、それを踏まえた提案を行うこと。

エ 各広報物の掲出場所が屋外広告媒体である場合は、4（6）の業務において、受注者が掲出作業を行うこと。

オ 掲出内容や数量、掲出に伴う費用等について、発注者と協議して行うこととする。

カ 各広報物を制作する際に撮影等が必要な場合は、受注者にて用意するものとし、最終的な広報物のデザインデータ、撮影・収録したデータは、発注者にも提供する。

キ 広報物は次の基準により納品すること。

（ア）完成した広報物を納品する際は、制作データも併せて提出すること。データ形式はPDFデータ、Ai ファイルデータ（イラストレーター）、PSD ファイルデータ（フォトショップ）とする。クで定める発注者による改変を想定し、Ai ファイルデータ、PSD ファイルデータはレイヤー情報を保持したまま提出すること。

（イ）印刷を想定した広報物の制作データは、印刷に適した画像解像度・カラー設定とすること。

ク 成果物及び成果物を制作する過程で作製された付属物等に係る著作権、所有権、使用权等一切の権利は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、発注者は、成果物等の全てについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

広報物の制作例

	品名	用途	備考
1	イメージポスター	各施設掲出用	A 1、A 2 等各サイズを必要枚数 通年・複数年利用できるもの
2	タペストリー、 バナースタンド	合同説明会ブース装飾	通年・複数年利用できるもの
3	チラシ	各施設・イベント等での 配布用	イベント毎に作成し、データで納品 (印刷は不要)

※上記は一例であり、これに限らない。広報内容や場所等を精査した上で提案するものとする。

（５）広報動画の制作

川崎市職員の仕事内容や魅力を紹介する動画等を、次の要領で制作する。

ア 広報動画は、本市主催の採用説明会や、民間企業の実施する合同説明会、本市ホームページ、ＳＮＳアカウント等で広報活動に利用することを想定し、１～５分程度で川崎市職員として働くことの魅力や仕事内容を紹介するものとする。具体的な制作本数、公開時期、長さ、内容等は、受注者が提案し、発注者と協議して決定することとする。

イ 制作映像については、１５秒程度の短縮版も制作すること。

ウ いずれの動画も、画像サイズはフルハイビジョン（１９２０×１０８０）とし、動画配信サイトや各種デジタルサイネージ等で放映できる形式への変換（リサイズ等）を含むものとする。

エ 撮影場所の利用調整や撮影許可等の手続は、受注者において行うこと。

オ ＢＧＭ等用の音楽素材の使用に関しては、著作権フリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受注者において手続を行うこと。

カ 肖像権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続が必要な場合は受注者において行うこと。

キ 動画にナレーションやインタビュー等の音声が入る場合は、テロップを付けること。

ク 完成物は次の基準により納品すること。

（ア）ファイル形式はMP４形式とし、データで提出する。

（イ）ウェブサイトやYouTube、ＳＮＳ等での放映を想定し、それに適したデータ量とする。

（ウ）本編集動画、動画作成に使用した素材や音楽、動画内容を説明するテキストデータ、映像データからテロップ及びＢＧＭを除いたデータ（白素材）も提出する。

ケ 成果物及び成果物を制作する過程で作製された付属物等に係る著作権、所有権、使用权等一切の権利は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、発注者は、成果物等の全てについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

（６）ソーシャルネットワークサービス（ＳＮＳ）広告、屋外広告、交通広告等、各種広告の出稿

ア 採用試験や各種イベント等の実施状況に合わせて、各種広告を展開することとする。なお、各採用試験の申込期間及び令和８年１～３月のイベント開催が集中する期間は集中的に広告展開を図るものとする。

イ 屋外広告（駅広告等）については、別紙２に記載する「広告出稿媒体例」を参考に計画を立案する。具体的な広告媒体は受注者が提案し、発注者と協議の上で決定する。

ウ 広告媒体の確保、出稿、広告掲出料の支出、掲出・撤去作業、掲出中のメンテナンス、掲出状況の確認等は受注者において行う。ただし、市が所管する掲出媒体については、媒体の確保は発注者が行うこととし、掲出・撤去作業、掲出中のメンテナンス及び掲出状況の確認等を受注者において行う。

(7) 川崎市オウンドメディア（Web サイト、X 等）を活用した広報への提案・助言

4（5）及び（6）の広報動画の制作、各種広告の出稿や試験等の実施状況に合わせて、次に例示したオウンドメディア等で行われる広報を、さらに効果的に実施するための提案・助言を行う。

ア 市ホームページ（職員採用特設サイトを含む）

イ 人事委員会事務局任用課公式 X（旧 Twitter）

ウ かわさき市政だより

(8) 定期的な活動実績報告業務の実施

受注者は、4（1）～（7）の各業務について、次に従い、活動実績報告業務を行う。

ア 次の時期を目途に、各事業実施期間の活動実績報告を作成し、発注者に提出する。

第1期 令和7年5月～令和7年7月 （報告時期：令和7年8月22日頃）

第2期 令和7年8月～令和7年11月 （報告時期：令和7年12月22日頃）

最終期 令和7年12月～令和8年3月 （報告時期：令和8年3月20日頃）

イ 4（3）に定める検証及び分析と改善提案を含めた企画立案については、前項の最終期報告において、発注者に報告を行うこととする。なお、第1期及び第2期報告においても各期の活動実績を踏まえた中間的な報告を行うこととする。

(9) 委託業務の実施体制の構築

受注者は、4（1）～（8）の各業務について、業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にすること。

5 業務上の注意事項

(1) 受注者は、初期段階で企画・構成イメージを発注者と十分にすり合わせした上で着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けることとする。

(2) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失し、又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分析に係る必要最小限の情報のみを処理することとすること。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法で送達してはならない。

(3) 受注者が業務の一部を再委託する場合には、事前に発注者からの承諾を得ることとし、再委託先から個人情報の漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

(4) 本業務で使用する機器、媒体、事務用品等の調達、交通費、通信費等の必要な費用については、受注者の負担とする。

(5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。

(6) 本業務により得られた成果、資料、情報（個人情報を含む。）等については発注者に帰属する

ものとし、受注者はこれらを遺漏してはならず、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写してはならない。

- (7) 受注者は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないように必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、受注者が一切の責任を負うこととする。
- (8) 成果物納入後に発生した受注者側の責めに帰する不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者負担とする。
- (9) 受注者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。
- (10) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、委託金を支払わず、また、既に支払った委託金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

6 成果物の著作権

4 (4) ク及び(5) ケに定めるもののほか、以下に定めるとおりとする。

- (1) 成果物の著作権は、発注者に帰属する。本業務のために収集した資料等は全て発注者に供与し、その利用、再編集は発注者が自由にできるものとする。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 受注者は発注者に対し、本業務の遂行及び本業務の遂行に基づく成果物が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

7 納期

各業務において成果物の納期は、令和8年3月31日までの発注者及び受注者が協議して決めた日とする。

8 その他

本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

川 崎 市

令和 7 年度試験（選考）日程等一覧

令和7年1月31日公開

※ 【 】内の年齢は、令和8年4月1日時点

※ 実施する試験（選考）・試験等区分・受験資格・日程等を変更する場合があります。詳細は各試験（選考）の受験案内を確認してください。

※ 今後、採用試験（選考）の実施状況等により、冬季（1月頃）に追加の試験を実施する場合があります。

試験等 名称	試験等区分	主な受験資格（年齢等）	受験案内 配布開始 （予定）	受付期間 （予定）	第 1 次 試験日 （予定）	最終合格 発表日 （予定）
大学卒程度 【春試験】 （SPI方式）	土木 電気 機械 建築	平成8年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた人 【22歳以上29歳以下】	2/25 （火）	【電子申請】 2/26（水） ～3/28（金）	4/7（月） ～4/21（月） 【SPI3】 テストセンター 方式	6/12 （木）
大学卒程度・ 資格免許職 【夏試験】	大学 卒 程 度	行政事務 社会福祉 心理 学校事務 土木 電気 機械 造園 建築 化学 消防士	4/8 （火）	【電子申請】 4/9（水） ～5/14（水）	6/15 （日）	8/14 （木）
		薬剤師 獣医師 保健師				
		土木 電気 機械 建築				
		平成8年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた人 【22歳以上29歳以下】				
		平成3年4月2日以降に生まれた人 【34歳以下】				
		行政事務 土木 電気 機械 建築				
		平成8年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた人 【22歳以上29歳以下】				
		8/19 （火）				
		【電子申請】 8/20（水） ～9/17（水）				
		10/19 （日）				
大学卒程度 【秋試験】	土木 電気 機械 建築	平成8年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた人 【22歳以上29歳以下】	8/19 （火）	【電子申請】 8/20（水） ～9/17（水）	10/19 （日）	11/20 （木）
高校卒程度・ 資格免許職	高校 卒 程 度	行政事務 土木 電気 機械 建築 消防士	5/13 （火）	【電子申請】 6/16（月） ～7/18（金）	9/28 （日）	11/20 （木）
		保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職				
		平成16年4月2日から 平成20年4月1日までに生まれた人 【18歳以上21歳以下】				
		平成8年4月2日以降に生まれた人 【29歳以下】				
		行政事務 土木 電気 機械 建築				
		平成16年4月2日から 平成20年4月1日までに生まれた人 【18歳以上21歳以下】				
		5/13 （火）				
		【電子申請】 6/16（月） ～7/18（金）				
		9/28 （日）				
		11/20 （木）				

試験等 名称		試験等区分	主な受験資格（年齢等）		受験案内 配布開始 （予定）	受付期間 （予定）	第1次 試験日 （予定）	最終合格 発表日 （予定）
民間企業等職 務経験者 【夏試験】	大学卒 程度	土木	※令和7年度からの新規試験 昭和39年4月2日から 平成8年4月1日までに生まれた人 【30歳以上61歳以下】	民間企業等における職務経験が直近7年中5年以上ある人 又は、国際貢献活動経験が直近7年中2年以上ある人	4/8 （火）	【電子申請】 4/9（水） ～5/14（水）	6/15 （日）	8/14 （木）
		電気						
		機械						
		建築						
民間企業等職 務経験者 【秋試験】	大学卒 程度	行政事務	昭和39年4月2日から 平成8年4月1日までに生まれた人 【30歳以上61歳以下】	※「職務経験」は週当たり30時間程度の勤務を1年以上継続したものが該当	7/15 （火）	【電子申請】 7/16（水） ～8/18（月）	10/19 （日）	12/18 （木）
		社会福祉						
		心理						
		土木						
		電気						
		機械						
	資格免許職	薬剤師	昭和39年4月2日から 平成3年4月1日までに生まれた人 【35歳以上61歳以下】					
		保健師						
障害者を対象とした採用選考		行政事務	昭和55年4月2日から 平成20年4月1日までに生まれた人 【18歳以上45歳以下】		7/15 （火）	【電子申請】 7/16（水） ～8/18（月）	11/2 （日）	12/11 （木）
技能・業務 採用選考		A区分	昭和61年4月2日以降に生まれた人 【39歳以下】	申込時に大型・中型・準中型（「5t限定」を除く）のいずれかの自動車運転免許を所持している人又は令和8年3月までに取得見込みの人。 ただし、いずれの免許も「AT車限定」等一部の限定免許を除く。	5/13 （火）	【電子申請】 6/16（月） ～7/18（金）	9/28 （日）	11/20 （木）
		B区分	昭和61年4月2日以降に生まれた人 【39歳以下】	申込時にクレーン・デリック運転士免許（「限定なし」もしくは「クレーン限定」）のいずれかの免許を所持していること。				
		C区分	昭和39年4月2日から 昭和61年4月1日までに生まれた人 【40歳以上61歳以下】					

＜お問合せ先＞

川崎市人事委員会事務局任用課
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階

TEL : 044-200-3343

川崎市職員採用案内ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



川崎市職員採用案内

別紙 2 広告出稿媒体例

1	川崎駅	フロア公告
2		横断幕・シート
3	京急川崎駅	改札内ビジョン（180 秒フルジャック）
4		改札内ビジョン（15 秒 1 枠）
5		改札内フラッグ
6	武蔵小杉駅（J R）	改札内階段集中貼り
7	武蔵小杉駅（東急）	改札内階段集中貼り
8		横断幕
9		フロア広告
10	武蔵溝ノ口駅	改札内集中貼り
11		フロア広告
12	溝の口駅	ホーム～改札 階階段壁面臨時集中貼り
13	宮前区内	東急田園都市線の宮前区内に所在する駅の広告媒体
14	登戸駅（小田急）	改札内・外フロア広告
15	新百合ヶ丘駅	コンコース頭上バナー
16		コンコース／改札内フロア広告

※上記は一例であり、詳細は発注者・受注者協議の上で決定するものとする。